

二松学舎大学における保証人等に関する取扱細則  
(2020年10月20日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、二松学舎大学（以下「大学」という。）が定める、二松学舎大学学則第19条及び二松学舎大学大学院学則第28条に規定する、「保証人」が負う責任等についての取り扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この取扱い細則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「学生」とは、学部又は大学院に在学する正規課程の学生をいう。
- (2) 「社会人学生」とは、前号に規定する学生のうち、社会人入学試験により入学した者及び在学する学生のうち独立の生計を営むと認められた者をいう。
- (3) 「留学生」とは、前第1号に規定する学生のうち、外国人留学生特別入学試験により入学した者をいう。

(保証人の届け出)

第3条 学生は、入学時に、所定の書式により保証人の連署を得て、保証人を大学に届け出るものとする。

2 学生は、保証人を変更する場合又は保証人の住所等に変更があった場合は所定の書式により保証人等の連署を得て、速やかに大学に届け出るものとする。

(保証人)

第4条 保証人とすることができる者は、学生の父母又はその他の成年者で独立の生計を営む者とし、当該学生が本学に入学時・在学中の責任を負うことができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、社会人学生であって独立の家計を営んでいる者については、親族等の成年者を保証人とすることができる。

3 保証人は、保証人となっている学生の休学、復学、長期欠席、留学、在学期間延長及び退学（以下「身分異動等」という。）に関すること並びに誓約書の遵守に関することについて、当該学生と密接な関係を保つものとする。

(保証人の保証内容)

第5条 保証人は、保証人となっている学生が本学に在籍している期間中、当該学生に関する次の各号に掲げる事項について保証するものとする。

(1) 入学手続き時に納付する入学金及び代理徴収金並びに学生教育研究災害傷害保険料（学研災付帯賠償責任保険料を含む）の支払い

(2) 授業料及び施設費の支払い（標準修業年限分）

(3) 身分異動等の際の学生と連携並びに当該身分異動等に必要手続き上の対応

(4) 教育指導上必要となる大学からの要請に対する協力

(5) 緊急時の身柄引き受け

2 第4条第2項に規定する保証人については、前項第1号及び第2号を除く。

(緊急連絡先人)

第6条 緊急時連絡先人とすることができる者は、緊急時に大学から連絡をすることができる成年者であって、保証人以外で学生及び保証人と同居していない独立生計者であり、日本に居住している者とする。

2 緊急連絡先人は、緊急時に、大学が保証人に対して速やかに連絡が取れない等の場合の連絡先とし、当該学生に生じた緊急事態に関して、保証人と連携し対応するものとする。

3 緊急連絡先人は、当該学生に関する保証等は生じない。

(学生の身分異動)

第7条 保証人を届け出ている学生は、身分異動をしようとする場合は、所定の書式により保証人の連署を得て、大学に願い出、又は届け出るものとする。ただし、やむを得ない事情により事前に保証人の連署が得られない場合は、この限りでない。

(成績通知書の通知)

第8条 大学は、学部在学する学生の保証人に対し、毎年9月及び3月に成績通知書を通知するものとする。通知手段は、郵送又は学内システムのいずれかを利用する。

(保証人等への通知等)

第9条 大学は、保証人を届け出ている学生が次の各号に該当する場合は、保証人に通知するものとする。

(1) 大学の規則等に基づき表彰された場合

(2) 大学の規則等に基づき懲戒又は教育的措置を受けた場合

(3) 授業料の納付を怠り、納付しなかった場合

(4) 学生から身分異動の願い出が出された場

合及び許可された場合

(5) 除籍された場合

(6) 転部又は転科した場合

2 社会人学生及び留学生については、保証人に代わり、緊急連絡先等に通知する場合がある。

(保証人への情報提供)

第10条 大学は、保証人に対し、原則として大学の広報誌の送付、その他大学が、情報提供が必要と判断する事項について情報の提供を行うものとする。ただし、保証人から情報提供を不要とする申し出があった場合は、この限りではない。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに行う。

附則（2020年10月20日）

1 この細則は、2020年10月20日から施行し、2021年4月1日以降に入学又は編入学する学生から適用する。

2 2021年3月31日に大学に在学する学生については、従前の例による。